

まくら議会だより

二月八日と二十三日の本会議において市長から条例制定議案二件及び条例の一部を改正するための議案六件が提出されました。議会では審議の結果、条例制定議案は多数の賛成により可決しました。議案の内容は次のとおりです。

◎**鎌倉市緊急対処事態対策本部及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律**
鎌倉市緊急対処事態対策本部及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が一昨年九月十七日に施行されたことに伴い、都道府県及び市町村において、武力攻撃を中心とする緊急事態への対処措置を推進するための対策本部の設置が義務付けられたため、鎌倉市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものです。

◎**鎌倉市国民保護協議会条例**
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行されたことに伴い、都道府県及び市町村において、国民保護協議会の設置が義務付けられたため、鎌倉市国民保護対策本部及び鎌倉市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものです。

◎**鎌倉市火災予防条例**

火災警報の発令時における火の使用制限に係る規定に、山林原野等における喫煙の禁止を追加するほか、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、所要の措置をするものです。

◎**鎌倉市スポーツ施設条例**

市民の利用機会の拡大を図る

二月八日と二十三日の本会議において市長から条例制定議案二件及び条例の一部を改正するための議案六件が提出されました。議会では審議の結果、条例制定議案は多数の賛成により可決しました。議案の内容は次のとおりです。

◎**鎌倉市緊急対処事態対策本部条**

二月八日と二十三日の本会議において市長から条例制定議案二件及び条例の一部を改正するための議案六件が提出されました。議会では審議の結果、条例制定議案は多数の賛成により可決しました。議案の内容は次のとおりです。

◎**鎌倉市国民保護対策本部及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律**
鎌倉市緊急対処事態対策本部及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が一昨年九月十七日に施行されたことに伴い、都道府県及び市町村において、武力攻撃を中心とする緊急事態への対処措置を推進するための対策本部の設置が義務付けられたため、鎌倉市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものです。

◎**鎌倉市国民保護協議会条例**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行されたことに伴い、都道府県及び市町村において、国民保護協議会の設置が義務付けられたため、鎌倉市国民保護対策本部及び鎌倉市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものです。

◎**鎌倉市火災予防条例**

火災警報の発令時における火の使用制限に係る規定に、山林原野等における喫煙の禁止を追加するほか、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、所要の措置をするものです。

◎**鎌倉市スポーツ施設条例**

市民の利用機会の拡大を図る

障害者自立支援法の施行に伴う精神・結核医療付加金を廃止するほか、保険料納付組合に対する奨励金についても廃止するものです。

◎**鎌倉市介護給付準備基金条例**
◎**鎌倉市介護保険事業特別会計**
◎**鎌倉市玉縄二丁目急傾斜地崩壊危険区域に隣接する開発計画についての陳情**

陳情の主旨は、玉縄二丁目の急傾斜地の宅地造成工事によつて引き起こされる土砂崩落の危険を事前に防止し、開発計画と工事全般について厳正な審査と指導を行い、工事着工後も適正な施工がなされるよう定期的点検を願いたいというものです。

市からの説明では、当該急傾斜地の崩落対策工事は平成二年にはほぼ完了しており、昨年十月、開発事業者から鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づく事前相談申請書が提出されました。事業計画が提出され、議会では多数の支給付準備基金条例及び鎌倉市議会委員会条例については、多數の賛成により可決しました。

議案の内容は次のとおりです。

◎**鎌倉市介護保険事業特別会計**

◎**鎌倉市玉縄二丁目急傾斜地崩壊危険区域に隣接する開発計画についての陳情**

◎**鎌倉市介護保険事業特別会計**

◎**鎌倉市玉縄二丁目急傾斜地崩壊危険区域に隣接する開発計画についての陳情**

◎**鎌倉市介護保険事業特別会計**

◎**鎌倉市玉縄二丁目急傾斜地崩壊危険区域に隣接する開発計画についての陳情**

◎**鎌倉市介護保険事業特別会計**

◎**鎌倉市玉縄二丁目急傾斜地崩壊危険区域に隣接する開発計画についての陳情**

◎**鎌倉市介護保険事業特別会計**

◎**鎌倉市介護保険事業特別会計**